町村週報

（町村の購読料は会費の中に含まれております）

2491号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486　FAX03-3580-5955

発行人 谷合靖夫：定価1部40円・年間1,500円（税、送料含む）　振替口座00110-8-47697　http://www.zck.or.jp

晩夏

閑話休題

若者パワー

NHK解説委員長　今井　義典

スイスが最初に日本に関心を示したのは、ちょうど百五十年前のことだ。「日本開国」のニュースを伝え聞いた時計製造業組合が、時計売り込みの使節を送ることを決議したという。それから程なくスイス政府の外交使節が横浜に事務所を開いたというから、その動きの素早さといったらない。アルプスの山懐にあって、海を持たない小国がよくもそこまで世界に目を見開いていたものだと感心する。世界中にアンテナを張り巡らし、進取の精神を持ち続けてきたことが、一時は衰退しかけた時計産業が年間三千万個もの腕時計を世界に輸出するまで復興した原動力につながっている。

スイス東部のサンガレンでは、この「世界に目を見開いた」よき伝統を若者たちが実践している。この町は七世紀に開かれ、中世以来の荘厳な図書館とスイスレースとして今も残る繊維産業が歴史を物語る。五月ともなればこの町の大学に、世界中から学生と社会人が集まる。「サンガレン国際学生会議」だ。

まず前の年の秋に世界中の大学や学生組織に呼びかけて論文を募集、その中から優れた「若者」を二百人選ぶ。ほぼ同数の世界中の「おとな」もゲストスピーカーとして招待される。そこに地元スイスの学生や経済人も交じって、四日間にわたって老若男女が世界を論じ人生を語りあう。会議を運営するのは毎年三十人ほどの学生でつくる実行委員会で、招待学生の選抜やゲスト社会人の依頼や旅の手配、大学内の会場設営まで全部手作りだ。必要な資金は実行委員会のメンバーが自ら企業を回って協力を仰ぐのだが、参加者のスイスまでの航空券や送迎用の車など現物給付もある。スイスの企業社会が学生の手作りの国際交流を支える力になっている。

一九六八年世界中を席巻した大学紛争を契機に、学生たちが「対話」の道を求めて始めたこの会議も来年で三十五年、この会議から巣立っていった若者たちがいまや世界の最前線で活躍している。ことし日本からの招待学生は十四人だが主力は海外からの留学生、日本の若者のパワーの爆発に期待したい。

もくじ

政策　不交付団体が134団体に増加＝平成16年度普通交付税大綱〔解説〕……(2)
情報　新任都道府県町村会長の略歴（大分県）……(4)
政策　新基本計画に向けて中間論点整理＝食料・農業・農村政策審議会……(5)
情報　カプセルNOW&NEW……(8)
随想　わが愛すべき郷土 ～鈴鹿川の流れとともに～……三重県関町長　清水孝哉……(10)
情報　政策レーダー……(11)

平成16年度 普通交付税大綱 〈解説〉

不交付団体が134団体に増加

～総額は6.5%減の15兆8,729億円～

総務省は7月27日、平成16年度の普通交付税大綱をまとめ閣議に報告した。総額は前年度比6・5%減の15兆8、729億円となった。4年連続の減少だが、臨時財政対策債（赤字地方債）の削減分を加えると21兆766億円、前年度比12・0%の大幅減少となった。また、「三位一体改革」に伴う公立保育所運営費などの一般財源化分を新たに交付税措置したが、段階補正の見直しも引き続き行われた。この結果、不交付団体は前年度より19団体増えて134団体となり、政府の「基本方針2003」で求められていた不交付団体の全国人口に占める割合は17・7%に上昇した。

総務省は今年度の実質交付税の大幅削減に対する地方側の批判を踏まえ、来年度は一般財源総額を今年度並みとする「麻生プラン」を打ち出しているが、政府の「基本方針2004」でも改めて地方交付税の「抑制」と「算定の見直し」が盛り込まれているうえ、秋から本格化する「三位一体改革」議論に伴い地方交付税の抜本改革も俎上にのぼっており、町村側が期待する地方交付税総額の確保はなお不透明だ。

◆市町村分の配分は42・6%

普通交付税額を団体別にみると、市町村分は前年度比5・7%減の6兆7、563億円、道府県分は同7・1%減の9兆1、166億円となり、配分割合は市町村分が42・6%（前年度42・2%）、道府県分が57・4%（同57・8%）となった。

算定基礎をみると、市町村分は基準財政需要額が前年度比1・1%減の18兆6、005億円、基準財政収入額は同1・7%増の11兆8、110億円となった。需要額では、公立保育所運営費に係る国庫負担金の一般財源化に伴う社会福祉費が増えたほか、高齢者保険福祉費（介護保険給付費及び老人医療費）、生活保護費などが増加した一方、投資的経費が減少。収入額では、固定資産税（家屋）や所得譲与税（新設）が増加した一方、市町村民税所得割や固定資産税（土地・償却資産）がそれぞれ減少した。

なお、都道府県では、基準財政需要額が同2・4%減の17兆2、513億円、基準財政収入額は同3・7%増の8兆1、040億円となった。需要額では教職員の退職手当等に係る国庫負担金の一般財源化に伴う小・中学校費や高齢者保健福祉費（介護保険給付費及び老人医療給付費）が増加、公立保育所運営費に係る県支出金の廃止に伴う社会福祉費と投資的経費が減少。収入額では法人関係税や所得譲与税、税源移譲予定交付金（新設）が増加、道府県民税所得割と第二種交付金（廃止）が減少した。

◆段階補正の削減も継続

地方交付税の算定方法では、地方団体の自主性、自立的及び効率的な財政運営を促す方向で見直した。具体的には、(1)都道府県分の補正係数では、高等学校費（生徒数）、特殊教育諸学校費（児童及び生徒の数・学級数）の種別補正、徴税費の密度補正などを廃止(2)市町村分の段階補正の見直しを引き続き実施(3)単位費用については、ごみ収集等についてアウトソーシング後の経費を算定の基礎とする見直しを段階的に実施―した。

段階補正の見直しは、平成13年6月の「骨太方針」で「段階補正が、合理化や効率化への意欲を弱めることにならないよう、その見直しを図るべきである」と指摘されたことを

政　策

受けて平成14年度から実施しているもの。消防費や社会福祉費などの費目の割増し率の基礎を、全団体の平均から「より効率的な上位三分の二」に変更したが、各団体への影響額を勘案して14～16年度の3年間で引下げることにしており、今年度が最終年。各年度の影響額は人口1、000人前後は約800万円、人口4、000人前後は約1、800万円、人口8、000人～1万8、000人前後は約1、700万円など。全市町村では3年間で約2、000億円削減される。

このほか、「三位一体改革」で平成16年度に一般財源化された国庫補助負担金の影響額4、749億円が単位費用で交付税措置された。うち、公立保育所運営費負担金（1、661億円）と介護保険事務費交付金等（305億円）については補正を適用した。この結果、人口1万人程度の市町村（保育児童数160人＝全国平均）を例にみると、市町村の負担分（4分の1）は約1、800万円（平成15年度）だったのが、一般財源化に伴い5、300万円に増えるが、所得譲与税約1、300万円のほか約4、000万円の交付税が増額されることから、総務省は、公立保育所の国庫負担金等の廃止で増えた市町村の負担分は全額財源措置された、としている。

◇不交付団体の町村は62団体に

この結果、不交付団体は、前年度より19団体増えて134団体となった。都道府県は前年度と同様、東京都だけ。市町村は前年度（114団体）より19団体増えて133団体となった。不交付団体のうち町村は62団体で、このほか、政令指定都市は川崎市の1団体、また中核市（全35団体）では宇都宮市など4団体、特例市（同40団体）では所沢市など9団体が不交付団体となっている。なお、今年度、新たに不交付団体となったのは、取手市（千葉県）、宇都宮市（栃木県）、太田市（群馬県）、印西市（千葉県）、芝山町（同）、昭島市（東京都）、日野市（同）、国立市（同）、相模原市（神奈川県）、秦野市（同）、大磯町（同）、忍野村（山梨県）、半田市（愛知県）、春日井市（同）、稲沢市（同）、東郷町（同）、西枇杷島町（同）、鈴鹿市（三重県）、野洲町（滋賀県）、摂津市（大阪府）、小郡町（山口県）、苓北町（熊本県）の22団体。

また、不交付団体（市町村分）の人口は2、241万人（前年度1、941万人）で、全国人口に占める割合は17・7％と前年度の15・3％より2・4ポイント上昇した。「基本方針2003」で、「地方税の充実・交付税への依存の引き下げ」のため、「不交付団体の人口の割合を大幅に高めることを目指す」とされていた。

◇今後も続く交付税改革

地方交付税については政府の「基本方針」の指摘を受けて「交付税総額の抑制」と「交付税への依存の引き下げ」が毎年続いている。その具体例が段階補正の削減や今年度の実質地方交付税の12％削減などに現れている。

普通交付税　都道府県別決定額（道府県分・市町村分）

（単位：百万円）

都道府県	道府県分	市町村分
北海道	676,925	725,072
青　森	227,713	167,802
岩　手	233,675	172,187
宮　城	178,138	168,325
秋　田	205,872	157,006
山　形	186,316	131,859
福　島	234,310	171,869
茨　城	184,972	126,397
栃　木	153,158	60,710
群　馬	152,614	99,022
埼　玉	241,718	117,645
千　葉	219,336	104,726
東　京	－	30,332
神奈川	148,054	62,181
新　潟	287,015	219,865
富　山	137,731	75,298
石　川	136,351	98,198
福　井	127,119	52,611
山　梨	129,462	71,311
長　野	239,814	215,843
岐　阜	189,167	128,240
静　岡	161,702	76,413
愛　知	70,902	63,896
三　重	153,957	90,386
滋　賀	122,379	64,495
京　都	179,654	169,945
大　阪	280,229	250,818
兵　庫	383,397	322,464
奈　良	143,547	95,978
和歌山	161,263	94,144
鳥　取	125,628	71,289
島　根	178,309	118,972
岡　山	181,114	158,469
広　島	209,503	181,734
山　口	187,287	109,589
徳　島	136,756	72,937
香　川	114,062	64,075
愛　媛	178,113	133,009
高　知	165,638	113,678
福　岡	282,336	329,781
佐　賀	134,741	77,061
長　崎	229,700	177,560
熊　本	222,301	194,164
大　分	183,185	113,060
宮　崎	186,768	121,514
鹿児島	274,715	222,480
沖　縄	179,928	111,927
合計	9,116,574	6,756,334

（注）表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

情　報

なお、4年連続して交付税総額が減少する中、町村側からは「都市優遇」の批判もあるが、財団法人地方自治総合研究所の分析データによると、異なる傾向がみられる。市町村分の普通交付税の都道府県別配分割合を5年間（12～16年度）の推移で比較してみると、愛知県では1・77%が0・95%にほぼ半減したほか、群馬県（平成16年度1・47%）や神奈川県（同0・92%）でも約半減、埼玉県（同1・74%）でも三割低下するなど財政難の大阪府を除く大都市圏の県内市町村の配分割合が軒並み低下。その一方で、鳥取県では0・95%が1・06%に、島根県も1・59%が1・76%と配分割合が約一割増えたほか、山形県（同1・95%）や高知県（同1・68%）でも一割弱上昇するなど、地方交付税総額が減少する中、市町村分の配分割合が高まっている。財源が少ない団体に財政措置する「地方交付税制度」が機能していることが改めて分かった。さらに「三位一体改革」で税源移譲が実現すれば、大都市圏域での税収が増えるため、税源が少ない団体への交付税の配分割合は一段と高まるとみられる。

しかし、経済財政諮問会議では、地方六団体がまとめた「補助金改革案」を受けて「三位一体改革」論議を本格化させるが、補助金削減と税源移譲に併せて、同会議では本間正明同会議議員（大阪大学大学院教授）らが提案した「私案」を基に「地方財政計画と地方交付税のそもそも論」（竹中平蔵経財相）の検討も始めた。ちなみに、「三位一体改革」のスタートとなった「骨太方針2003」では、地方交付税改革について「財源保障機能の全般を見直し、『改革と展望』の期間中（～平成18年度）に縮小していく」ことが盛り込まれており、この方向で検討されることになるとみられる。財源の少ない町村は、地方交付税の配分割合は高まったとしても、財源保障機能など総額そのものが減少されることも予想されるだけに、地方交付税の依存が大きい町村にとって、当分、同会議の動きに目が放せない状況が続きそうだ。

（自治日報社　井田正夫）

新任都道府県町村会長の略歴

大分県町村会は七月十六日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。

（七月十六日付就任）

大分県町村会長
東国東郡安岐町長

斉藤（さいとう）　幹（つよし）

昭和四年十月十七日生

【住所】大分県東国東郡安岐町大字塩屋一六三二番地の一
【町長に当選するまでの経歴】▽昭和二十三年安岐町役場就職▽五十九年安岐町助役▽平成三年安岐町長
【町長としての当選回数】四回
【町村会関係の経歴】▽平成十三年東国東郡町村会長▽十五年大分県町村会副会長
【主な業績】▽新庁舎移転改築▽特定環境保全公共下水道事業着工▽農業集落排水事業（朝来地区）着工▽朝来小学校・幼稚園、安岐小学校・幼稚園改築▽安岐中学校体育館（大規模）改修▽町学校給食共同調理場（給食センター）改築▽三浦梅園資料館建設▽梅園旧宅改修▽宿泊研修施設梅園の里建設▽町福祉ゾーン完成（高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、児童館、生きがいセンター）▽町立保育所改築▽安岐町高齢者大学開講▽ふるさと市場ルート213完成▽分譲住宅団地メイプル造成分譲（42区画）▽企業誘致（4企業）▽県営圃場整備事業完了▽町道改良、林道開設（8路線）▽国際絵本原画展町内誘致開催▽公営住宅建設（3団地）▽九州瀬戸内高等学校女子駅伝競走大会誘致開催▽全日本、全九州ボードセーリング大会誘致開催▽町シルバー人材センター設立
【趣味】釣り、花栽培、登山
【家族】妻、次男夫婦、孫

三菱信託銀行　MTFG
選べる、ふやせる、商品いろいろ。
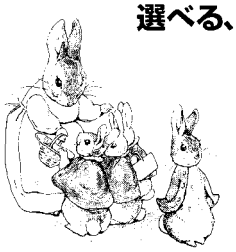
投資信託　外貨定期
グローイング　スーパー定期
スプリング　ヒット
商品のくわしい内容は、窓口の説明書でご確認ください。
本店　電話03-3212-1211
©Frederick Warne & Co. 2001. Licensed by Copyrights Group

あなたの思いをカタチにします。
お手軽にいくらからでもご利用いただける　スーパー定期
実績配当商品ラインアップ　グローバルセレクション
しっかり、増やしたい もっと、ふやしたい　5年変動定期
外貨定期預金　ファーストクラス
半年復利で好利回り　ビッグ 2年・5年
自由返済 自動返済　住宅ローン　リレープランフレックス
SUMITOMO TRUST 住友信託銀行
資料のご請求は住友信託へ。ダイレクトテンフォンバンクサービスまでどうぞ。
☎0120-897-117 オペレーターが直接ご用件をお伺います。
【受付時間】月～金曜日 9時～21時　土曜日 9時～17時
（ただし、祝・休および5/3～5/5、12/31～1/3を除きます）

政　策

食料・農業・農村政策審議会

新基本計画に向けて中間論点整理

農水相の諮問機関である食料・農業・農村政策審議会は、このたび「新たな食料・農業・農村基本計画に関する中間論点整理」をまとめた。

中間論点整理は、①担い手対策の在り方、②経営安定対策の確立、③農地制度の在り方、④農業環境・資源保全対策の確立―の4項目について施策の方向を示しており、農林水産省はこの論点整理を基に政策の具体像を検討、今秋以降提示する予定である。中間論点整理の概要は次のとおり。

中間論点整理の概要

はじめに……中間論点整理の位置付け

食料・農業・農村が直面している課題や施策の方向等について、食料・農業・農村政策審議会企画部会において本年1月以来重ねてきた議論に関して、中間的に論点を整理。この中間論点整理がたたき台となって、国民的な議論が広く展開されることを強く期待。

第1　政策展開の基本的な考え方

1、食料・農業・農村が将来にわたって果たすべき役割

食料・農業・農村は、国民生活や我が国経済社会の在り方と直結。経済社会の構造の変化、国民の意識や価値観の変化を的確に受け止め、引き続き、国民生活の向上や我が国経済社会の発展に貢献していくことが必要。

2、農政改革の必要性

食料・農業・農村をめぐる次のような状況の変化に対応し、思い切った改革に早急に着手することが必要。

① 農業の構造改革の立ち遅れ

農業従事者の減少・高齢化等が加速化する一方、農業経営の規模拡大や新規就農者の受入は不十分であり、生産構造の脆弱化の進行が懸念。このため、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することが急務。

② 食に対するニーズの多様化と高度化

近年、BSEの発生などを契機に、国民の食の安全に対する信頼は大きく揺らいでおり、国民の食に対する信頼を再建することが急務。他方、国民の食生活の変化に国内農業生産は十分に対応できていない状況。農業と食品産業については、両者の連携強化などを通じてバランスのとれた健全な発展が図られることが重要。

③ 農業の有する多面的機能に対する期待の高まり

過疎化・高齢化の進行に伴う農業生産活動の停滞等から、多面的機能の発揮に支障が生じる事態も懸念。このため、農地・農業用水等の資源の保全管理や環境と調和した持続的な農業の展開が大きな課題。

④ グローバル化の進展

国際規律の強化や中長期的な貿易自由化の流れにも対応し得るよう、構造改革を通じて農業の競争力の強化を図るとともに、国境措置に過度に依存しない政策体系の構築が必要。一方、アジア諸国における高品質の農産物や食品のニーズの高まりをチャンスと捉え、戦略的な海外市場開拓・販売促進の取組強化や海外ニーズに対応できる産地づくり等が必要。

⑤ 農業・農村における新たな動き

厳しい農業・農村の状況下にあっても、地域には、今までにない意欲的な取組が出現。こうした動きを積極的に受け止め、新たな政策の構築に生かすことが必要。

3、改革に当たって留意すべき基本的な視点

農政改革を実効あるものとするため、関係者が次のような改革の視点を共有し、具体的な行動に取り組むことが必要。

① メリハリの効いた分かりやすい政策体系の構築

目的を明確にした施策手段を確立し、施策効果に照らして適切な対象に焦点を当てて、集中的に施策を講じていくことや施策間の連携強化を図ること等を通じ、施策を一層効率的・効果的なものとし国民に分かりやすい政策体系とすることが必要。

② 農業者や地域の主体性と創意工夫の発揮の促進

農業者や地域が、一層主体的に行動し、創意工夫を発揮できるようにするため、官と民、国と地方の役割分担を明確にすること、農業者や地域の主体的な取組を重点的に支援する政策手法の構築等が重要。

③ 消費者の視点を踏まえた施策の展開

消費者に選択される農産物や食品の供給を図るため、消費者ニーズが正確・迅速に生産者に伝わるようにしニーズに応える供給に向けて意識改革を促すことが必要。

また、消費者が正確な情報を得た上で商品選択を行えるようにするこ

とが必要。

④ 環境保全を重視した施策の展開

循環型社会への転換に貢献するため、食料・農業・農村に関する施策についても環境保全を重視した体系にすることが必要。その際、環境負荷の低減や自然環境の保全等がより高いレベルで実践されるよう促すことも重要。

4、国民の理解と納得

国民の理解と納得を得て農政改革を進めるには特に次の点に留意することが必要。

① 透明性の確保

政策の決定と実行の過程における透明性を高めていくことにより、政策の在り方について国民の理解と納得を得ていくことが重要。政策評価を積極的に活用し、必要に応じて政策を見直すことが重要。

② 国民負担の在り方

政策の実施は国民負担によって支えられていることから、目的に応じた施策の選択と集中的実施により、国民負担を合理的なものにしていくことが必要。また、新たな施策に伴う負担の必要性について、国民の理解と納得を得ることが必要。

第2　政策改革の方向

1、論点整理の考え方

これまで企画部会で検討してきた重点課題について、相互の関連にも留意し、4つの柱で論点を整理。その際、今後更に検討すべき課題や施策の選択肢等が明確になるよう記述。

2、担い手政策の在り方

(1) 基本的考え方

立ち遅れている我が国農業構造の改革を加速化させるため、農業経営の改善に向けた各種施策の対象を担い手に明確に絞った上で集中的・重点的に実施することが必要。

(2) 具体的な施策手法

・担い手の明確化に当たっては、認定農業者制度を基本とすることが適当であるが、認定のバラツキの解消など制度運営の改善を徹底することが必要。

・経営主体としての実体を有し、将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが見込まれる集落営農については担い手として位置付けることが適当。

併せて、集落営農の組織化と法人化を促進していくことが必要。また、農作業の受託組織などのサービス事業体について、その機能に応じた施策の整備が適当。

・農業経営に携わる人材を、就業形態や性別等を問わず、幅広く育成・確保していくことが重要。

・融資の更なる活用、農地等の経営資源の円滑な継承等が重要。

(3) 施策の具体化に向けた手順

望ましい農業構造の実現が急務であり、平成17年度から施策の具体化に取り組むとともに、担い手への施策の集中化・重点化を促進していくことが必要。

3、経営安定対策（品目横断的政策等）の確立

(1) 基本的考え方

構造改革を促進する等の観点から、品目別に講じられているすべての経営安定対策について、対象となる担い手を明確化し、その経営安定を図る対策に転換していくことが急務。

(2) 品目横断的政策の考え方

・複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作については、品目別ではなく経営全体に着目した品目横断的政策として①諸外国との生産条件の格差を是正するための対策に加えて、②収入・所得の変動が経営に及ぼす影響を緩和するための対策を検討することが必要。

・対象経営については認定農業者であることを基本とすることが適当。その際、経営主体としての実体を有する等の一定の集落営農については、施策の対象に含めることが適当。また、経営規模や経営改善の取組等を要件化。

・施策の持続性・安定性を確保する観点から「緑の政策」に該当するようにする一方で、需要に応じた国内生産の確保や生産性の向上、構造改革の加速化等の我が国農業の課題の解決につながるような工夫も必要。また、直接支払の導入に対する国民理解の醸成、米政策改革の実施、関連産業や地域経済社会との関係等への配慮が必要。

(3) 品目別政策（野菜、果樹、畜産等）の見直し

部門専業的な営農類型（野菜、果樹、畜産等）については対象経営を明確化し、経営の安定性を向上させることを基本に、品目別に検討することが必要。

(4) 施策の具体化に向けた手順

・制度導入には法制面における整備の必要性等もあり、一定の準備期間が必要。

このため、制度の骨格を早期に示すとともに、支払方法・手順のシミュレーションや交付システムの開発について平成17年度に着手することが適当。

・その際、対象経営の捉え方、支援水準の考え方、配慮事項への対応、担い手の責務などの制度の骨格を固める上での必要な要素については、企画部会に対応方向を報告することが必要。

・対象者の経営規模の要件、支援単価等の制度の具体的内容等について検討することが必要。

・品目別政策については他の部会等における議論を踏まえ対象経営の捉え方、営農類型ごとの固有の課題に対応する施策の在り方等について、対応方向を企画部会に報告することが必要。

4、農地制度の在り方

(1) 基本的考え方

農地は、農業生産と農業経営にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給を確保し、農業の多面的機能を維持するためには、優良農地の確保と農地の効率的な利用の確保の課題の解決に向けた総合的な検討が必要。

(2) 優良農地を確保する措置の強化

・優良農地の面的な確保を図る観点

政　策

から、ゾーニングと転用規制の制度の在り方を検討していくことが必要。

・農地転用規制における国と地方の関係の在り方を検討することが必要。

(3) 農地を農地として効率的に利用する仕組みの構築

・農地の利用集積の対象となる担い手を明確化し、地域の話し合いと合意に基づく集積の取組を加速化することが必要。また、担い手への利用集積等を通じた耕作放棄地の発生防止・解消に向けた施策の見直しについて検討することが必要。

・農地の効率的な利用を促進する観点から、農地の権利移動規制の在り方の検討を行うことが必要。一方、更なる要件緩和には慎重であるべきとの意見もあり、検討に当たっては十分留意することが必要。

・構造改革特区の枠組みについては実施状況等についての調査の結果を踏まえ、弊害が生じないと認められる場合には全国展開につなげるとの方針に沿って検討を行い、結論を得ることが適当。

(4) 施策の具体化に向けた手順

・他の施策との関連が深いことや整理すべき法技術的な問題も多いことを踏まえながら、制度や施策の具体化に向け速やかに検討を進め、早期に企画部会に具体像を示すことが必要。

・構造改革特区の全国展開については、出来秋後の検証・評価を踏まえ、平成16年末までの間で可能な限り速やかに結論を得ることが必要。

5、農業環境・資源保全政策の確立

(1) 資源保全施策の在り方

ア、基本的考え方

農地・農業用水等の資源は、農業者の生産基盤であるとともに、食料の安定供給や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本今後は新たな施設の整備から既存の施設の更新や保全管理に重点を置く施策に移行していくことが必要。

イ、具体的な施策手法

・過疎化・高齢化・混住化等が進行するなかで、資源が今後とも良好な状態で保全管理されるよう、地域の実態に応じた施策手法の選択と組合せが可能となる施策体系を構築することが必要。

・その際、従来からの手法に加え、農業者のみならず地域住民等の多様な主体の参画を促すとともに、農村環境への国民の関心の高まりにも応える工夫が必要。

ウ、施策の具体化に向けた手順

・資源の保全状況や望ましい保全管理手法についての調査に平成17年度から着手し、有識者を交えた多角的な議論を重ねることが適当。

・上記の結果を踏まえ、資源や農村環境の保全活動に対する支援の具体的内容について検討し、モデル的に施策の実効性を検証していくことが必要。

(2) 農業生産環境施策の在り方

ア、基本的考え方

環境問題に対する国民の関心が高まるなかで、我が国農業全体について環境保全を重視したものに転換していくことが不可欠。

イ、具体的な施策手法

・環境と調和のとれた農業生産活動を確保するため、農業者が最低限取り組むべき規範を策定し、規範の実践を各種支援策実施の要件とすることが必要。

・環境保全への取組が特に強く要請されている地域において、環境への負荷の大幅な低減を図るためのモデル的な取組に対する支援を導入することが必要。

ウ、施策の具体化に向けた手順

・農業者が取り組むべき規範を平成16年度中に策定し、平成17年度以降、各種支援策のうち可能なものからその実践を要件化していくことが適当。

・モデル的な取組に対する支援の具体的手法等については、平成17年度から必要な調査に着手し、その結果を踏まえ検討することが必要。

第3　その他

1、今後の主要な検討課題と検討の進め方

秋以降の企画部会では、第2において整理した4つの論点に係る施策の具体化像を明確にするとともに、これまで議論を行わなかった食料自給率目標をはじめ、食の安全・安心の確保、農産物や食品の輸出促進などの諸施策の在り方についても検討。

2、改革の工程管理と計画的な推進

基本計画の変更後速やかに、施策の具体化に向けた手順と実施の時期を明示したプログラムを作成し、改革の工程管理と計画的な推進を図ることが必要。

中間論点整理のポイント

○経営安定化対策

- 認定農業者と経営実態のある集落営農が対象
- 外国との生産格差是正対策と収入・所得下落時の補てんの２階建て

○農地制度

- 担い手への集積対策の強化
- 農地権利移動規制の見直し
- 農業特区の全国展開の是非

○環境・資源保全対策

- 農地・用水路の保全活動を支援
- 環境規範の順守を各種支援策の要件に
- 特定地域で環境保全活動を支援

【訂正文】 2490号（8月16日付）1ページ「閑話休題」文中の「船津伝治・平」は「船津伝次・平」の誤りでした。訂正してお詫び申し上げます。